

「無らい県運動」関係年表

- 1873 (明治 6) 年 ノルウェーの A・ハンセン、「らい菌」を発見。
- 1895 (明治 28) 年 ハンナ・リデル、私立回春病院を開設。
- 1897 (明治 30) 年 第 1 回国際らい会議 (ベルリン) を開催。
- 1898 (明治 31) 年 コール師、私立待労院を開設。
- 1900 (明治 33) 年 11 月の調査で、全国の患者が 3 万 359 人、熊本県は男 1807 人、女 958 人の合計 2765 人で、全国一であることが判明。
- 1904 (明治 37) 年—1905 年 (明治 38 年) 日露戦争。
- 1906 (明治 39) 年 4 月の調査で、全国の患者が 2 万 3815 人、熊本県は 1887 人で、人口 1000 人あたりの患者数 1.62 人は全国一であることが判明。
- 1907 (明治 40) 年 「癩予防ニ関スル件」を制定。
- 1909 (明治 42) 年 公立療養所を全国 5 カ所に開設。熊本に九州癩療養所を開設。所長は河村正之。
ハンセン病をコレラ等急性伝染病と同様の厳しい防疫・消毒の対象とする内務省第 45 号「らいに関する消毒その他の予防法」を公布。
熊本県知事訓令甲第 26 号「九州癩療養所規則」、同訓令甲第 29 号「癩予防に関する法令施行手続」などを公布。
- 1911 (明治 44) 年 熊本県知事訓令乙第 157 号により、九州癩療養所を九州療養所に改称。
- 1914 (大正 3) 年 療養所から逃走する患者が増える。当時の患者のうち 19%。
8 月 日本、第一次世界大戦 (1914 年—1918 年) に参加。
- 1915 (大正 4) 年 男性患者に対する断種手術を開始。
- 1916 (大正 5) 年 「癩予防ニ関スル件」を一部改正し、療養所長に懲戒検束権を付与。
- 1917 (大正 6) 年 熊本県指令第 9085 号「第五区九州療養所被救護者懲戒検束施行規則」制定。
- 1919 (大正 8) 年 内務省の一斉調査で、全国の患者数 1 万 6261 人、熊本県は 1498 人で鹿児島県について全国第 2 位であることが判明。
- 1923 (大正 12) 年 第 3 回国際らい会議 (ストラスブルグ) で開催。住居における隔離はなるべく承諾の上で実施することを原則とし、隔離は人道的に行うことと、患者はできる限り家族に近い場所におくことを確認。
- 1925 (大正 14) 年 日本 MTL 発足。
- 1927 (昭和 2) 年 日本癩学会を設立。
熊本県光明会が発足するも、運動に着手する前に消滅する。
- 1929 (昭和 4) 年 「無らい県運動」が始まる。(31 年説もあり)
- 1930 (昭和 5) 年 内務省衛生局、「癩の根絶策」を発表。

- 内務省の一斉調査で、全国の患者数 1 万 4261 人、熊本県は 1038 人で全国第 3 位であることが判明。
- 1931 (昭和 6) 年 柳条湖事件 (満州事件) が勃発し、戦時体制下、らい患者の絶対隔離が強力に実行される。癩予防協会設立。
「癩予防法」を制定し、強制隔離を徹底、患者の職業規制、汚染の疑いのある物品の売買禁止等。6 月 25 日の貞明皇太后の誕生日を癩予防デーと定め、癩予防週間が始まる。
- 1933 (昭和 8) 年 日本、国際連盟を脱退。河村所長、杖立温泉で死去。
- 1934 (昭和 9) 年 宮崎松記、九州療養所長に就任。九州 MTL 発足。
- 1935 (昭和 10) 年 内務省の一斉調査で、全国の患者数 1 万 5371 人、熊本県は 1512 人、未収容患者が 472 人であることが判明。
- 1936 (昭和 11) 年 長島愛生園事件が発生。回春病院で患者の脱走騒ぎ。
- 1936 (昭和 12) 年 盧溝橋事件が発生。熊本県衛生課、県内各地の未収容患者を訪問し、入所を勧誘。
- 1938 (昭和 13) 年 厚生省設置。栗生楽泉園に「特別病室」を設置。
- 1939 (昭和 14) 年 九州 MTL、本妙寺周辺の患者集落への働きかけを決定。
- 1940 (昭和 15) 年
7 月 熊本県本妙寺事件が発生。本妙寺周辺の患者部落を警官・療養所職員 220 人が襲撃し、患者 157 人を検挙。
9 月 日独伊三国同盟を締結。同月の一斉調査で、熊本県の未収容患者が 629 人で、5 年前の調査より増えているのは熊本県だけであることが判明。
- 1941 (昭和 16) 年
7 月 国立に移管し、菊池恵楓園が誕生。
11 月 日本癩学会、隔離政策を批判する小笠原登博士を糾弾。
12 月 日本、アメリカ・ハワイの真珠湾を攻撃。
- 1942 (昭和 17) 年 年末より、陸軍第 7 技術研究所の委託で、熊本医科大学体質医学研究所の波多野輔久と菊池恵楓園の宮崎園長らが「虹波」の開発研究に従事。
- 1943 (昭和 18) 年 アメリカで新薬プロミンの治らい効果を発表。
- 1945 (昭和 20) 年 敗戦。
- 1947 (昭和 22) 年 日本国憲法が施行されたが、「らい予防法」は廃止されず。日本でプロミンの治験を開始。
栗生楽泉園で「特別病室」の撤廃、最低生活保障、不良職員追放等の運動起こる。
- 1948 (昭和 23) 年 日本癩学会でプロミンの「治らい効果」を確認され、入所者自治会

- はプロミン予算獲得闘争委員会を設置。
優生保護法でハンセン病患者に対する優生手術が認められる。
世界保健機関（WHO）を設立。
- 1949（昭和24）年
6月 プロミン使用を予算化。
全国療養所所長会議、「第二次無らい県運動」の実施を決定。
- 1950（昭和25）年
「国立らい療養所」の一千床増床を決定。
7月31日、八代郡で、24歳の息子がハンセン病の父親をライフルで射殺し、自殺するという事件が発生。
- 1951（昭和26）年
全国で35人の軽快退所者。
1月 入所者、全国国立らい療養所患者協議会（全患協）を結成。
6月 恵楓園、収容能力2100名の最大規模の療養所となる
8月 菊池事件が発生（～1952年）。
11月 国立療養所の三園長が国会で証言。
国立ライ研究所の熊本誘致運動が始まる。
- 1952（昭和27）年
全患協、政府に対してらい予防法改正試案を討議。
全患協らい予防法改正促進委員会、「らい予防法による被害事例」を公表。
- 1953（昭和28）年
1月～2月 「ハンセン氏病法（案）」（患者案）を作成。
3月 衆議院に「らい予防法案」を提出。解散により廃案。
菊池恵楓園隣接地に定員75名の菊池医療刑務支所が完成。
5月 菊池恵楓園患者作業放棄闘争を開始。各園も次々作業ストに入る。
7月 「らい予防法案」を衆議院に再提出。全患協が国会陳情・座り込み
決行、座り込みは1カ月以上に及ぶ。
8月 参議院で可決し、強制隔離を継続する「らい予防法」を制定（強制
入所、患者の従業禁止、汚染場所の消毒、物件の消毒廃棄、入所者
の外出禁止、所長の秩序維持などを規定）。参議院厚生委員会で「近
き将来本法の改正を期する」との付帯決議。
- 1954（昭和29）年
竜田寮児童通学拒否事件が発生。
- 1955（昭和30）年
ハンセン病患者の救済と社会復帰のための会議で、ハンセン病は
伝染力が微弱であることの確認、差別待遇的諸立法の撤廃、在宅
治療の推進、早期治療の必要、社会復帰援助等を内容とする「ロ
ーマ宣言」を採択。
国立らい研究所熊本分室が菊池恵楓園に併設。
- 1956（昭和31）年
厚生省国立療養所課長、「らい患者の退所決定暫定準則」を制定。
- 1957（昭和32）年
竜田寮の廃止が決定。

- 1958（昭和 33）年 東京で開催の第 7 回国際らい学会議、強制隔離政策をしている国はその政策を全面的に破棄するよう勧奨。
菊池恵楓園の宮崎園長が辞任。
- 1960（昭和 35）年 世界保健機関（WHO）、日本に外来治療を勧告。
- 1961（昭和 36）年 琉球政府、「ハンセン氏病予防法」を公布。退所又は退院の規定を設け、在宅予防措置として在宅医療の規定を設けて外来医療を促進（72 年復帰後も継続）。
- 1962（昭和 37）年 菊池事件の被告人に死刑執行。
- 1963（昭和 38）年 第 8 回支部長会議で「強制隔離政策によって受けた損失の補償要求」を決議。
全患協が厚生大臣宛に「らい予防法改正要請書」を提出。国の政策の誤りを徹底的に糾弾し、その根本的転換を強く求めるもの。
- 1965（昭和 40）年 全患協、事務部長研究委員会（各国立療養所事務部長による研究会）の「らい大綱」に対し反対声明。
- 1971（昭和 46）年 リファンピシン治療を開始。
- 1976（昭和 51）年 全患協、「在宅医療の促進」等を提唱。
- 1981（昭和 56）年 世界保健機関（WHO）、多剤併用療法を提唱する「らい対策指針」を策定。
- 1987（昭和 62）年 全国所長連盟、「抜本的改正を」を内容とする「らい予防法の改正に関する請願」を採択。
- 1991（平成 3）年 全患協、「らい予防法改正要請書」を厚生大臣に提出。
- 1994（平成 6）年
1 月 ハンセン病予防事業対策調査検討会の大谷座長が私的見解として「大谷見解」（「らい予防法」の廃止、処置保障の継続）を発表し、全患協に提示。
4 月 全患協支部長会議、大谷見解を討議。
- 1995（平成 7）年
1 月 全患協、9 項目要求をまとめて「宣言文」を採択。
4 月 日本らい学会、「らい予防法廃止に関する決議」を採択。
7 月 厚生省内に「らい予防法検討委員会」を設置。
- 1996（平成 8）年 「らい予防法」を廃止。
- 1998（平成 10）年
2 月 九州大学内でハンセン病シンポジウム（九州弁護士会連合会と九州大学法学部の共催）を開催。
7 月 菊池恵楓園や星塚敬愛園の入所者ら 13 人、熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を提起。

- 2001（平成 13）年
- 5 月 熊本地裁、国賠訴訟につき原告勝訴の判決。国は控訴せず判決が確定。首相談話。
 - 6 月 衆議院・参議院、謝罪決議。
「ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律」を制定。
 - 7 月 和解に関する基本合意書を締結。
 - 12 月 熊本県が療養所退所者に対する県営住宅への優先入居制度を実施。
- 2002（平成 14）年
- 3 月 厚生労働大臣名で新聞紙上に謝罪広告を掲載。
 - 4 月 国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業を開始。
- 2003（平成 15）年
- 11 月 ホテル宿泊拒否事件が発生。
- 2005（平成 17）年
- ハンセン病問題検証会議、最終報告書を厚生労働大臣に提出。
- 2006（平成 18）年
- 改正ハンセン病補償法が成立。
- 2008（平成 20）年
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）を制定。
- 2011（平成 23）年
- 熊本県「無らい県運動」検証委員会を設置。